

下記の委託業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 業務名

平成30年度熱海総合庁舎公用車メンテナンス業務委託

### (2) 業務の場所

熱海市水口町13番15号 静岡県熱海総合庁舎内

### (3) 業務概要

県有車両15台の点検・整備業務

### (4) 業務期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### (5) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「自動車及び付属品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (4) 車両メンテナンス業務を行う能力を有する者であること。
- (5) 熱海市内に工場（指定工場又は認証工場に限る。以下同じ。）を有する者又は平成30年4月1日までに工場を有する見込みのある者であること。
- (6) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

### 3 入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を平成30年3月6日（火）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

### 4 入札説明書等の交付場所及び担当所属

#### (1) 交付場所及び担当所属

〒413-8686 静岡県熱海市水口町13番15号 熱海総合庁舎3階  
静岡県出納局会計管理課東部出納室 熱海駐在  
電話番号 0557-82-9006

### 5 入札手続等

#### (1) 入札執行の日時及び場所

日時 平成30年3月19日（月） 午後3時00分

場所 静岡県熱海総合庁舎2階第2会議室

#### (2) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

#### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

#### (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (6) 契約書作成の要否

要

### 6 その他

#### (1) 本契約は、当該委託に係る平成30年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

なお、契約締結日は、平成30年4月1日とする。

#### (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (3) 詳細は入札説明書による。

=====

下記の委託業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34

条の規定に基づき公告する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
平成30年度東部総合庁舎公用車メンテナンス業務委託
- (2) 業務の場所  
沼津市高島本町1番3号 静岡県東部総合庁舎内
- (3) 業務概要  
県有車両106台の点検・整備業務
- (4) 業務期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 入札方法  
総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れまたは売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「自動車及び付属品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (4) 車両メンテナンス業務を行う能力を有する者であること。
- (5) 沼津市内に工場（指定工場又は認証工場に限る。以下同じ。）を有する者又は工場を有する見込みのある者であること。
- (6) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を平成30年3月6日（火）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

### 4 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び担当所属

#### (1) 交付期間

公告の日から平成30年3月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

#### (2) 交付場所及び担当所属

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1番3号 東部総合庁舎3階  
静岡県出納局会計管理課東部出納室  
電話番号 055-920-2045

### 5 入札手続等

#### (1) 入札執行の日時及び場所

日時 平成30年3月20日（火） 午前10時00分  
場所 静岡県東部総合庁舎 別館4階第3会議室

#### (2) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

#### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

#### (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (6) 契約書作成の要否

要

### 6 その他

#### (1) 本契約は、当該委託に係る平成30年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

なお、契約締結日は平成30年4月1日とする。

#### (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (3) 詳細は入札説明書による。

=====

下記の委託業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
平成30年度富士総合庁舎公用車メンテナンス業務委託
- (2) 業務の場所  
富士市本市場441番1号 静岡県富士総合庁舎内
- (3) 業務概要  
県有車両51台の点検・整備業務
- (4) 業務期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 入札方法  
総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れまたは売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「自動車及び付属品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (4) 車両メンテナンス業務を行う能力を有する者であること。
- (5) 富士市内に工場（指定工場又は認証工場に限る。以下同じ。）を有する者又は工場を有する見込みのある者であること。
- (6) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下同じ。））であると

認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を平成30年3月6日（火）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

### 4 仕様書及び入札説明書の交付場所及び担当所属

〒416-8544 静岡県富士市本市場441番1号 富士総合庁舎3階

静岡県出納局会計管理課東部出納室 富士駐在

電話番号 0545-65-2164

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

### 5 入札手続等

#### (1) 入札執行の日時及び場所

日時 平成30年3月19日（月） 午前10時00分

場所 静岡県富士総合庁舎 2階 第201会議室

#### (2) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

#### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

#### (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (6) 契約書作成の要否

要

### 6 その他

(1) 本契約は、当該委託に係る平成30年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

なお、契約締結日は、平成30年4月1日とする。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 詳細は入札説明書による。